資料４－１

別紙依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関選定基準（抜粋）

１．依存症専門医療機関の選定基準

(1)精神保健指定医又は精神科専門医を有していること。

(2)依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療または認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。

(3)①～③いずれかの研修を修了した医師及び看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれかがそれぞれ1名以上配置されていること。

①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

②重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修(アルコール)

③依存症集団療法の算定対象となる研修（薬物）

(4)依存症の診療実績があり、定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。

(5)依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

２．依存症治療拠点機関の選定基準

上記の依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。

①都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。

②都道府県等内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。

③都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。

④各々の当該研修を修了した医師及び看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者のいずれかがそれぞれ1名以上の配置を目指すこと。

また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。

資料4-2

障発０６１３第４号
平成２９年６月１３日

各　都道府県知事
　　指定都市市長　殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
（公印省略）

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備について

依存症は、適切な治療と支援により回復が十分可能な疾患である一方、依存症の専門医療機関・専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けられていない状況にある。我が国の依存症対策について、アルコール健康障害に関しては、平成26年6月1日に施行されたアルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）に基づき、平成28年5月31日に、「アルコール健康障害対策推進基本計画」が閣議決定された。本計画の数値目標として、全ての都道府県において、アルコール依存症者に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関を1カ所以上定めることが明記されている。薬物依存症に関しては、平成28年12月14日に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が公布・施行され、再犯防止推進法には、犯罪をした薬物依存症者等について、適切な保健医療サービス等が提供されるよう、関係機関の体制整備を図ることが明記されている。ギャンブル等依存症に関しては、平成28年12月26日に、「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」（平成28年法律第115号。以下「ＩＲ推進法」という。）が公布・施行された。ＩＲ推進法案に対する衆議院内閣委員会（平成28年12月2日）及び参議院内閣委員会（平成28年12月13日）の附帯決議において、ギャンブル等依存症対策を抜本的に強化することが求められている。

厚生労働省においては、平成26年度より、依存症に対応することのできる医療機関の確保を図るとともに、関係機関間の連携を強化し、患者・家族

への相談支援及び啓発のための体制を充実するなどの地域連携支援体制を構築するために、「依存症治療拠点機関設置運営事業（モデル事業）」を実施してきた。平成29年度からは、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）において、医療機関や関係機関が相互に有効かつ緊密に連携し、包括的な支援を提供し地域におけるニーズに総合的に対応する「依存症対策総合支援事業」を実施する。

今般、依存症患者が地域で適切な医療を受けられるようにするために、アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関（以下「依存症専門医療機関」という。）及び治療拠点となる医療機関（以下「依存症治療拠点機関」という。）に関する考え方や選定基準を下記のとおり定めたので、都道府県等におかれては、本通知を踏まえ、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の拡充、依存症医療の均てん化並びに関係機関とのネットワーク化を図り、地域における依存症の医療提供体制を整備されたい。

なお、医療機関の広告については、医療法（昭和23年法律第205号）の規制を受けるものであり、この点については、医政局と協議済みである。

また、本通知は、「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成29年6月13日付け障発0613第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」の３．事業の内容（１）①の医療提供体制の本文に記載のある「別に定める基準」であることを申し添える。

記

１．依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の考え方について

(1) 都道府県等において、別紙の選定基準を満たす依存症専門医療機関を選定し、選定した依存症専門医療機関のうち、依存症治療拠点機関を１箇所又は複数箇所選定する。選定基準を満たさなくなった場合には選定を取り消すこととする。なお、選定し、又は選定を取り消した際には、速やかに当職まで報告されたい。

(2) 依存症専門医療機関は、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症を対象の依存症とする。ただし、全ての対象の依存症について依存症専門医療機関の選定基準を満たしている必要はなく、全ての対象の依存症について治療を行っていない場合であっても依存症専門医療機関

として選定して差し支えない。選定する際には、診療対象の依存症についても併せて選定することとし、選定した際には、都道府県等のホームページ等で周知することとする。依存症治療拠点機関についても同様の取扱いとする。

(3) 依存症専門医療機関は、依存症専門医療機関の選定基準を満たすそれぞれの依存症について、依存症専門医療機関であることを広告することができる。また、依存症治療拠点機関は、依存症治療拠点機関の選定基準を満たす場合に、依存症治療拠点機関であることを広告することができる。広告への記載に当たっては、診療対象とする依存症を併せて必ず明示するものとする。(例：依存症専門医療機関（アルコール健康障害)、依存症専門医療機関（薬物依存症)、依存症専門医療機関（ギャンブル等依存症)、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症)、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/ギャンブル等依存症)、依存症専門医療機関（薬物依存症/ギャンブル等依存症)、依存症専門医療機関（アルコール健康障害/薬物依存症/ギャンブル等依存症)。依存症治療拠点機関も同様の取扱いとする。)

(4) 依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定基準については、事業の実施状況を踏まえ、関係機関と協議の上、適宜見直していくこととする。

２．留意事項

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定に当たっては、「依存症対策総合支援事業の実施について」(平成 29 年６月 13 日付け障発 0613 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」の３．事業の内容（１）依存症地域支援体制推進事業に記載する事業の実施が望ましいが、当該事業の実施が必須の要件となっているものではない。

別紙　依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関　選定基準

1．依存症専門医療機関の選定基準

(1) 精神保健指定医又は公益社団法人日本精神神経学会認定の精神科専門医を1名以上有する保険医療機関であること。

(2) 当該保険医療機関において、依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療、認知行動療法など依存症に特化した専門プログラムを有する外来医療を行っていること。

(3) 当該保険医療機関に下記の依存症に係る研修のいずれか一つを修了した医師が1名以上配置され、及び当該依存症に係る研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも1名以上配置されていること。

①アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症に係る研修

・「依存症対策全国拠点機関設置運営事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策全国拠点機関設置運営事業実施要綱」で定める「依存症治療指導者養成研修」

・「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙「依存症対策総合支援事業実施要綱」で定める「依存症医療研修」

②アルコール健康障害に係る研修

・重度アルコール依存症入院医療管理加算の算定対象となる研修

③薬物依存症に係る研修

・依存症集団療法の算定対象となる研修

(4) 当該保険医療機関において、依存症の診療実績があり、かつ診療実績を定期的に都道府県等に報告できる体制を有していること。

(5) 当該保険医療機関において、依存症関連問題に対して相談機関や医療機関、民間団体（自助グループ等を含む。）、依存症回復支援機関等と連携して取組むとともに、継続的な連携が図られること。

2．依存症治療拠点機関の選定基準

(1) 依存症専門医療機関の選定基準を満たしていることに加え、下記の運営が可能なものであること。

①都道府県等内の依存症専門医療機関の連携拠点機関として活動実績を

取りまとめ、全国拠点機関に報告すること。活動実績のとりまとめに当たっては、都道府県等と連携を図ること。

②都道府県等内において、依存症に関する取組の情報発信を行うこと。

③都道府県等内において、医療機関を対象とした依存症に関する研修を実施すること。

④当該保険医療機関において、対象疾患全てについて、各々の当該研修を修了した医師が 1 名以上配置され、及び各々の当該研修を修了した看護師、作業療法士、精神保健福祉士又は臨床心理技術者のいずれかが少なくとも 1 名以上配置されていることを目指す。また、これら多職種による連携の下で治療に当たる体制が整備されていることが望ましい。

資料4－3

依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関　選定基準

圏域	病院名	（1）	（2）		（3）						（4）	（5）	障害福祉課想定 ☆：治療拠点機関 ○：専門医療機関			備考
		指定医又は専門医	または？		①～③いずれかを修了した医師			①～③いずれかを修了したNs・OT・PSW・CP			診療実績	他機関との連携	アルコール	薬物	ギャンブル	
			依存症の専門性を有した医師が担当する入院医療	依存症に特化した専門プログラム(認知行動療法等)を有する外来医療	①依存症治療指導者養成研修又は依存症医療研修	アルコール健康障害にかかる研修（AI）	薬物依存症にかかる研修（薬）	①依存症治療指導者養成研修又は依存症医療研修	アルコール健康障害にかかる研修（AI）	薬物依存症にかかる研修（薬）						
神戸	雄岡病院	○									AI・薬					
神戸	アネックス	○														
神戸	新生病院	○									AI・薬					
神戸	垂水病院	○	AI・薬・ｷﾞｬ		AI・薬・ｷﾞｬ	AI	薬	AI・薬・ｷﾞｬ	AI		AI・薬・ｷﾞｬ		☆	☆		・依存症専門外来開設予定
神戸	神戸白鷺病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
神戸	関西青少年	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
神戸	向陽病院	○									AI・薬					
神戸	有馬有馬高原	○				AI			AI		AI・薬・ｷﾞｬ					
神戸	湊川病院	○	AI								AI・薬・ｷﾞｬ					
神戸	大池病院	○														
神戸	神出病院	○									AI					
神戸	神戸大学附属病院	○	AI・薬・ｷﾞｬ			AI			AI		AI・薬・ｷﾞｬ		○		（☆）	・要研修受講 ・H30.5 ネット、ギャンブル等専門外来開設
神戸	兵庫県立ひょうごこころの医療センター	○	AI		AI・薬・ｷﾞｬ	AI		AI・薬・ｷﾞｬ	AI		AI・薬・ｷﾞｬ		☆			・アルコール専門外来設置
神戸	神戸市立医療センター中央市民病院	○									AI					
阪南	有馬病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
阪南	仁明会病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
阪南	兵庫医科大学病院	○									AI					
阪南	県立尼崎総合医療センター	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
阪北	伊丹天神川病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
阪北	宝塚三田病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
阪北	あいの病院	○									AI					
阪北	三田西病院	○									AI・薬					
阪北	自衛隊阪神病院	○									AI					
阪北	医療福祉センターさくら	○														
東播	明石こころのホスピタル	○	AI・薬・ｷﾞｬ			AI			AI		AI・薬・ｷﾞｬ		○			
東播	明石土山病院	○	AI・薬・ｷﾞｬ								AI・薬・ｷﾞｬ					
東播	東加古川病院	○	AI			AI			AI		AI・薬・ｷﾞｬ		○			
東播	播磨サナトリウム	○									AI・薬					
北播	大村病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
北播	加茂病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
中播	高岡病院	○	AI								AI・薬・ｷﾞｬ					
中播	播磨大塩病院	○									AI・薬・ｷﾞｬ					
中播	仁恵病院	○									AI					
中播	姫路北病院	○	AI			AI			AI		AI		○			
西播	揖保川病院	○				AI			AI		AI・薬					
西播	赤穂仁泉病院	○									AI・薬					
西播	魚橋病院	○	AI			AI			AI		AI・薬・ｷﾞｬ		○			
但馬	但馬病院	○									AI・薬					
但馬	大植病院	○									AI・薬					
但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院	○	AI				薬（予）				AI・薬					
丹波	香良病院	○	AI								AI・薬					
淡路	新淡路病院	○	AI								AI・薬					
淡路	南淡路病院	○														
淡路	県立淡路医療センター	○									AI					
出典			H29年度 兵庫県保健医療計画(精神疾患)医療機能の明確化に関する調査		29年630調査	29年630調査		29年630調査	29年630調査		29年度 兵庫県保健医療計画(精神疾患)医療機能の明確化に関する調査		各依存症の種類において、（1）～（4）すべての条件を満たす医療機関			
備考					重度ｱﾙｺｰﾙ依存症入院医療管理加算の届出がある病院			重度ｱﾙｺｰﾙ依存症入院医療管理加算の届出がある病院			診断可能な精神疾患					